

人権と民主主義・教育と自治を守る高知県共闘会議の「児童・生徒の賤称語発言や同和問題学習に関する話し合いの申し入れ」について（2017年9月13日付）に対する回答

**(団体)**

教育課題である児童・生徒の賤称語発言を「差別事象」として扱っているのは全国で高知県だけです。このような「異常」な取り扱いをやめ、教育課題にふさわしい対応をとることを求めます。

**(県権教育委員会)**

「高知県人権尊重の社会づくり条例」では、「同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取り組みを推進し、真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与する」（第1条）ため、「県内における人権に関する実態について定期的に公表する」（第2条）としています。この条文に基づいて、人権課は「差別事象一覧表」を公表しています。

条例にも示されているとおり、人権が尊重される社会づくりを進めるには、まず、人権に関する実態を正確に知り、取り組みを進めていく必要があります。児童生徒に係る事象を除いては正確な実態をつかむことはできません。

ただし、賤称語発言については、前後の文脈や状況から、その発言の背景や意図、言葉に対するイメージやとらえ方を把握し、そこに差別性があるかどうかを慎重に判断するべきであると考えます。そのうえで、差別的な発言であると判断された場合、「差別事象」として捉える必要があると思います。

また、県教育委員会としましては、教育的配慮に基づき、賤称語発言を行った児童生徒を差別者と位置付けていませんし、その事実を教育的課題として扱っており、学校内の指導にとどめています。発達段階にある児童生徒は、さまざまな経験や過ちを繰り返しながら成長していく存在であり、経験や過ちを糧にして、学びを深め成長を促すように指導や支援を行うことが教育の果たす役割の一つであると考えています。

**(団体)**

児童・生徒の賤称語発言等への対応について、高知市教育委員会(以下市教委)は、報告文書の目的を「教育課題の共有」「生徒指導上の課題解決」と答えています。そのために「起こった現象のみで安易に判断せず、起こった背景にまで思いを寄せながら児童・生徒や保護者に寄り添った指導が必要である。したがって、児童・生徒の友人関係や発達上の課題、あるいは家族関係等を含む生育歴等の極めて個人的な内容も含めて情報を共有することは必要」と述べています。このことに関して以下の点についてお聞きします。

**(団体)**

(1) 県教委は、児童・生徒の賤称語発言等にかかわって、「極めて個人的な内容も含めて情報を共有する」必要があると考えているのか説明して下さい。

**(県教育委員会)**

県教委としましても、賤称語発言等については、「極めて個人的な内容も含めて情報を共有する」必要があると考えています。したがって、個人名など、属人の情報を除く、事象の背景と経緯、取組の方向性について情報の共有を行っています。

高知市教育委員会も答えたように、児童生徒の賤称語発言については、その事実を教育課題として捉えており、以後そのような状況が起こらないようにするため、事実関係や背景をより正確に把握し、児

童生徒や保護者に寄り添った指導を行い、学校や教育委員会としての取組の点検を行っていく必要があると考えます。起こった現象のみをとらえると、児童生徒の実態を見誤り適切な対応につながらないことになりかねません。したがって、児童生徒の友人関係や発達上の課題、あるいは家族関係等を含む生育歴等の極めて個人的な内容も含めて情報を共有することは必要であると考えます。

(団体)

(2)「情報共有」によって「生徒指導上の課題解決」をどのようにすすめているのか具体的に説明して下さい。個々の「言動」に関して協議、意見交換を行っているのかどうか、個々ではないが全体として話し合いを行っているのか、行っているとすればどのように「課題解決」がなされているのか、それぞれ明らかにして下さい。

(県教育委員会)

教育課題については、事実確認を丁寧に行ったうえで、個々の「言動」について前後の文脈や状況から、意図や背景を把握し、課題と要因を明らかにすべく、意見交換を行います。そのうえで、児童生徒に対し必要な支援や指導を検討し、個別または集団に対し働きかけを行います。課題によっては、集団づくり、または学校の人権教育推進体制や計画、実践内容の見直しを図っていきます。

(団体)

(3)この間何年にもわたって賤称語使用が同じように繰り返されてきていますが、その要因は何であり、課題はということだと考えているのか明らかにして下さい。

(県権教育委員会)

近年、賤称語使用の要因として多いのは、インターネットによる誤った情報への接触です。インターネットの普及に伴い、賤称語を使った不適切な情報が氾濫しており、その言葉に対する誤った認識のもと、誤った使用が行われていることがあげられます。また、家族による誤った認識の伝聞も要因としてあげられます。賤称語の言葉の重みや歴史的背景も含めたうえで、正しく学習する機会を設けることが必要であると考えています。

(団体)

(4)「生徒指導上の課題解決」という理由で、賤称語を使用した児童・生徒について、「友人関係や発達上の課題、或いは家族関係を含む生育歴」を調べて記入することは行き過ぎであり人権問題につながりかねない重大な問題だと考えますが、県教委の見解を示して下さい。

(県権教育委員会)

児童生徒の「友人関係や発達上の課題、或いは家族関係を含む生育歴」等を把握することは、賤称語発言や「生徒指導上の課題解決」の場合に限らず、児童生徒理解、支援、学習指導、進路指導等の観点においても必要不可欠なことです。児童生徒について正確な情報を把握し、適切に関わることは、むしろ児童生徒の人権を尊重した指導につながると考えます。ただし、記載の有無や文書の管理については、個人情報保護の観点から慎重な扱いが求められます。

(団体)

(5) 県の人権課が集約をして年1回公表している「差別事象一覧表」の児童・生徒に関する高知市のケースは、市教委の報告書の「概要」であると答えています。県人権課は、県教委から上がってきたものをそのまま載せていると答えています。そうすると、高知市教委からの報告文書の「概要」をまとめているのは県教委ということになりますが、その判断でよろしいかおたずねします。

(県権教育委員会)

高知市のケースについては、高知市教委から口頭で報告があり、その内容に沿って県教委が「概要」をまとめています。ただし、個人名など属人情報は求めておらず、事象の背景と経緯、取組の方向性についてのみ報告を受けていますので、「概要」もその範囲の記載となっています。

(団体)

人権教育に関わって、次のような実践が報告されています(2014年度県人権教育研究大会報告レポート、県人教広報誌「人権教育」2015年2月16日)。また、該当校区の住民から資料提供が寄せられています。このとりくみに関して見解をおたずねします。

(団体)

(1) 校区にある旧同和地区を「被差別部落」または「部落」として教えている例があります。特別措置法がなくなり、地域や人の線引きがなくなった現在、このような教育を行うことは誤解や偏見をまねくものであり、場合によっては「差別」にあたり不当であると考えますが見解を示して下さい。

(県権教育委員会)

特別措置法がなくなり、法の対象となる線引きをどのように解釈するかは別にして、差別者の意識に線引きがあり、特定の地域が部落差別によって不安と憤りを抱えている事実に対処することこそ必要であると考えます。

地域の歴史や聞き取り学習については、各学校における、これまでの学習の積み上げと実績を考慮しながら、学校と地域の連携により行うものと考えます。併せて、同和問題は過去の問題ではなく、児童生徒にとって自分たちが生活している社会の問題であり、事実を正しく認識する学習経験は大切であると考えます。

(団体)

(2) 小学校での「水平社宣言」学習について。

原文を使用している場合「穢多」という言葉が2回出てきます。

①小学生の段階でこのような学習が適当であるか見解をうかがいます。

②「宣言」の実際のものではなく、分かりやすく書き直した「子ども水平社宣言」を使用している例もあります。そこでは、「穢多」の言葉の代わりに「先祖」というのが使われています。「先祖」と教えることは血縁の問題となり、身分制度の問題ではなく、民族や人種の問題になってしまい、大きな誤りを教える偏向教育になると考えますが見解をうかがいます。

(県権教育委員会)

①児童生徒が、誤った認識で賤称語を使用するきっかけは、家庭内での誤った会話やインターネットからの情報が多くあります。間違えた認識をすり込まれる前に、正しく教えることは必要なことです。但し、発達段階に応じた学習方法については、児童生徒の実態とそれまでの学習経験等も考慮しながら実施することが重要であり、各校での実態に応じた判断が必要であると考えます。

②水平者宣言は、部落差別の多くを確認することができる貴重な教材となるものです。原文のまま学習することは、小学生には困難であり、理念を残して表現を変えることは必要な配慮です。また、差別の実態として、被差別の立場にあるものが、別の土地に移り住んでいても、先祖がかつて被差別部落に住んでいたことを調査し結婚が破断した例があります。差別者の意識は、今どこに住んでいるかだけでなく、「血縁」も差別の根拠とされており、軽視することはできません。また、「先祖」と表記することで、民族や人種の問題にもなるとは解釈できませんし、「身分制度」の問題を学習するのは、部落差別の歴史学習として必要ですが、現在の部落差別を解消するためには、当事者の思いを教材とすることも重要であると考えます。